## 議員提出議案第5号

取手市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び取手市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年3月19日

取手市議会議長 入江 洋一 殿

提出者	取手市議会議員	齋藤 久代
	<i>II</i>	結城 繁
	IJ	山野井 隆
	IJ	赤羽 直一
	IJ	岩澤 信
	IJ	細谷 典男
	IJ	佐藤 隆治

## 提案理由

取手市議会基本条例の一部改正に伴い,準用される同条例の規定についても改めるため,本条例の一部を改正するものです。

## 取手市議会委員会条例の一部を改正する条例

取手市議会委員会条例(昭和45年条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前	
(準用)	(準用)	
第30条 第26条から第28条までの規定は,前	第30条 第26条から第28条までの規定は,前	
条に規定する参考人, 取手市議会基本条例	条に規定する参考人,取手市議会基本条例	
(平成23年条例第23号)第5条第3項に規定	(平成23年条例第23号)第5条第3項に規定	
する <u>請願の代表提出者等</u> 及び同条第4項に	する <u>請願等の提出者</u> 及び同条第4項に規定	
規定する傍聴人について準用する。	する傍聴人について準用する。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。
  - (経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に議会に提出されている取手市議会基本条例(平成23年 条例第23号)第5条第3項に規定する請願等の提出者については,なお従前の例 による。